

## 労働者派遣法が改正されました!

平成24年10月1日から施行

派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、派遣会社・派遣先には、新たな義務が課されます。

### 主な改正内容

#### 事業に関すること

- 日雇派遣が原則禁止になります
- グループ企業派遣が8割以下に制限されます
- 離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することが禁止されます
- マージン率などの情報提供が義務化されます

#### 労働者の待遇に関すること

- 待遇に関する事項などの説明が義務化されます
- 派遣先の社員との均衡に向けた配慮が義務化されます
- 派遣労働者への派遣料金の明示が義務化されます
- 無期雇用への転換推進措置が努力義務化されます

# 労働者派遣法の改正により、新たに派遣会社・派遣先に課される事項

## 1 日雇派遣の原則禁止

日雇派遣については、派遣会社・派遣先のそれぞれで雇用管理責任が果たされておらず、労働災害の発生の原因にもなっていたことから、雇用期間が30日以内の日雇派遣は原則禁止になりました。

ただし、①または②の場合は例外として認められます。

① 禁止の例外として政令で定める業務について派遣する場合

禁止の例外となる業務		
○ソフトウェア開発	○調査	○事業の実施体制の企画・立案
○機械設計	○財務処理	○書籍等の制作・編集
○事務用機器操作	○取引文書作成	○広告デザイン
○通訳、翻訳、速記	○デモンストレーション	○OAインストラクション
○秘書	○添乗	○セールスエンジニアの営業、金融商品の営業
○ファイリング	○受付・案内	
	○研究開発	

② 以下に該当する人を派遣する場合

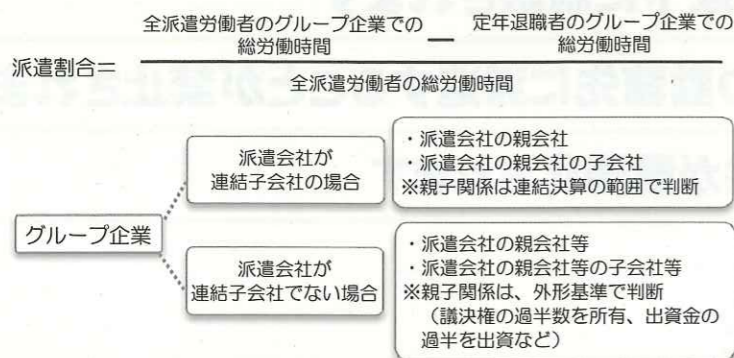
- (ア) 60歳以上の人
- (イ) 雇用保険の適用を受けない学生
- (ウ) 副業として日雇派遣に従事する人
- (エ) 主たる生計者でない人

(ウ)は生業収入が500万円以上、(エ)は世帯収入が500万円以上の場合に限ります。



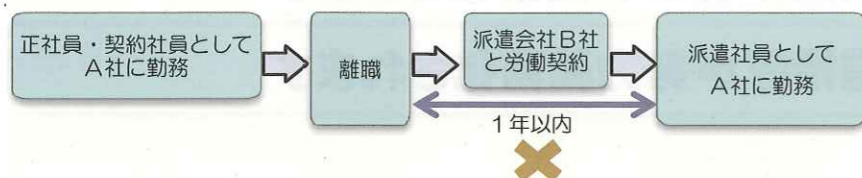
## 2 グループ企業派遣の8割規制

派遣会社と同一グループ内の事業主が派遣先の大半を占めるような場合は、派遣会社が本来果たすべき労働力需給調整機能としての役割が果たされないことから、派遣会社とそのグループ企業に派遣する割合は全体の8割以下に制限されます。



## 3 離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止

本来直接雇用とすべき労働者を派遣労働者に置き換えることで、労働条件が切り下げられることのないよう、派遣会社が離職後1年以内の人と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することはできなくなりました（元の勤務先が該当者を受け入れることも禁止されます）。



【派遣会社】 離職前事業者へ派遣労働者として派遣することを禁止  
【派遣先】 該当する元従業員を派遣労働者として受け入れることを禁止

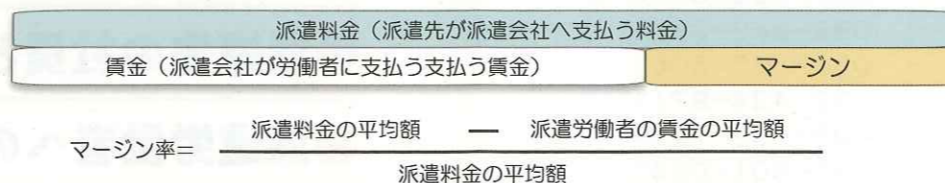
- ※ 60歳以上の定年退職者は禁止対象から除外されます。
- ※ 禁止対象となる勤務先の範囲は事業者単位となります。

派遣会社		派遣先
●日雇派遣の原則禁止	1	
●グループ企業派遣の8割規制 ●実績報告の義務化	2	
●離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止	3	●離職後1年以内の元従業員を派遣労働者として受け入れることの禁止、該当する場合には派遣会社へ通知
●マージン率などの情報提供	4	
●派遣料金の明示	5	
●待遇に関する事項などの説明	6	
	7	●派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置
●有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置	8	
●派遣労働者が無期雇用労働者か否かを派遣先への通知事項に追加	9	
●均衡待遇の確保	10	●均衡待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力
	11	●労働契約申込みみなし制度【平成27年10月1日施行】

## 4 5 マージン率などの情報提供 派遣料金の明示

【関係者への情報公開】

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供が義務化されます。



【派遣労働者への明示】

雇入時、派遣開始時、派遣料金額の変更時には、派遣労働者の「労働者派遣に関する料金額（派遣料金）」の明示が義務化されます。

<明示すべき派遣料金（次のうちいずれかを明示）>

- ① 派遣労働者本人の派遣料金
- ② 派遣労働者が所属する事業所における派遣料金の平均額（1人あたり）

<明示の方法>

書面・FAX・Eメールのいずれか

## 6 待遇に関する事項などの説明

派遣会社は、労働契約締結前に、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対して、

- ① 雇用された場合の賃金の見込み額や待遇に関すること
- ② 派遣会社の事業運営に関すること
- ③ 労働者派遣制度の概要

の説明をすることが義務化されます。

## 7 派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置

労働者派遣契約の中途解除によって、派遣労働者の雇用が失われることを防ぐため、派遣先の都合により派遣契約を解除する場合には、

- ・派遣労働者の新たな就業機会の確保
- ・休業手当などの支払いに要する費用の負担 など

の措置をとることが、派遣先の義務となります。

（派遣契約時にこれらの措置について明記しなければなりません）

## 8 有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置

派遣労働者が無期雇用になるための機会が少ないことなどから、派遣会社は、有期雇用の派遣労働者（雇用期間が通算1年以上）の希望に応じ、以下のいずれかの措置をとるよう努めなければなりません。

- ① 無期雇用の労働者として雇用する機会の提供
- ② 紹介予定派遣の対象とすることで、派遣先での直接雇用を推進
- ③ 無期雇用の労働者への転換を推進するための教育訓練などの実施

## 9 派遣労働者が無期雇用労働者か否かを派遣先への通知事項に追加

## 10 均衡待遇の確保

【派遣会社の義務】

派遣会社は、派遣労働者の賃金を決定する際、

- ① 派遣先で同種の業務に従事する労働者の賃金水準
  - ② 派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験などに配慮しなければなりません。
- 教育訓練や福利厚生などについても均衡に向けた配慮が求められます。

【派遣先の義務】

派遣会社に対し、必要な情報を提供するなどの協力が求められます。

## 11 労働契約申込みみなし制度（平成27年10月1日施行）

労働契約申込みみなし制度とは、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込み（直接雇用の申し込み）をしたものとみなす制度です。平成27年10月1日からの施行となっています。

## 労働者派遣法改正の詳細は、 都道府県労働局にお問い合わせください。

労働局名	課室名	所在地	代表電話番号
北海道	需給調整事業室	北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎3F	011-709-2311
青森	需給調整事業室	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7F	017-721-2000
岩手	需給調整事業室	岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 5階	019-604-3004
宮城	需給調整事業室	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-292-6071
秋田	職業安定課	秋田県秋田市山王3-1-7 東カンビル5F	018-883-0007
山形	需給調整事業室	山形県山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F	023-626-6109
福島	需給調整事業室	福島県福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎4F	024-529-5746
茨城	需給調整事業室	茨城県水戸市宮町1-8-31	029-224-6239
栃木	需給調整事業室	栃木県宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2F	028-610-3556
群馬	需給調整事業室	群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8F	027-210-5105
埼玉	需給調整事業室	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14F	048-600-6211
千葉	需給調整事業室	千葉県千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎3階	043-221-5500
東京	需給調整事業第二課	東京都港区海岸3-9-45	03-3452-1474
神奈川	需給調整事業課	神奈川県横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル2F	045-650-2810
新潟	需給調整事業室	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3510
富山	需給調整事業室	富山県富山市神通本町1-5-5	076-432-2718
石川	需給調整事業室	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5F	076-265-4435
福井	需給調整事業室	福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9F	0776-26-8609
山梨	職業安定課	山梨県甲府市丸の内1-1-11	055-225-2857
長野	需給調整事業室	長野県長野市中御所1-22-1	026-226-0864
岐阜	需給調整事業室	岐阜県岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4F	058-245-1312
静岡	需給調整事業課	静岡県静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5F	054-271-9980
愛知	需給調整事業第二課	愛知県名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング6F	052-219-5587
三重	需給調整事業室	三重県津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2165
滋賀	需給調整事業室	滋賀県大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3F	077-526-8617
京都	需給調整事業課	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3225
大阪	需給調整事業第一課	大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル14F	06-4790-6303
兵庫	需給調整事業課	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14F	078-367-0831
奈良	需給調整事業室	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0208
和歌山	職業安定課	和歌山県和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1160
鳥取	職業安定課	鳥取県鳥取市富安2-89-9	0857-29-1707
島根	職業安定課	島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7017
岡山	需給調整事業室	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎	086-801-5110
広島	需給調整事業課	広島県広島市中区八丁堀5-7 住友生命広島八丁堀ビル4F	082-511-1066
山口	需給調整事業室	山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0385
徳島	需給調整事業室	徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4F	088-611-5386
香川	需給調整事業室	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3F	087-806-0010
愛媛	需給調整事業室	愛媛県松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5F	089-943-5833
高知	職業安定課	高知県高知市南金田1-39	088-885-6051
福岡	需給調整事業課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1F	092-434-9711
佐賀	需給調整事業室	佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6F	0952-32-7219
長崎	需給調整事業室	長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095-801-0045
熊本	需給調整事業室	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096-211-1731
大分	需給調整事業室	大分県大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-535-2095
宮崎	職業安定課	宮崎県宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎5F	0985-38-8823
鹿児島	需給調整事業室	鹿児島県鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1F	099-219-8711
沖縄	職業安定課	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎3F	098-868-1655

◆このパンフレットは、労働者派遣法改正法の主な内容を説明したものです。